

市民会館テイクアウト事業 募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウト中心の営業形態となっている地元飲食店を応援するため、テイクアウト商品（弁当）の販売場所を提供する「飲食店等テイクアウト販売支援事業」を実施しますので、本事業に参画する意向のある飲食店を募集します。

1 事業内容

市内飲食店に対し、テイクアウト商品（弁当）の販売場所として、加古川市民会館を無料で提供します。主に近隣の官公署や事業者にお勤めの方への販売を想定しています。

【 事業イメージ図 】



2 実施期間

令和2年5月18日（月）から5月29日（金）まで（土日を除く）

販売時間 午前11時30分～午後1時30分（売り切れ次第終了）

※搬入開始時刻は、午前10時30分からとします。

※気象状況等により、中止となる可能性があります。

3 実施場所

加古川市民会館（小ホールホワイエもしくは大ホールホワイエ）

4 募集対象事業者の要件

(1) 『テイクアウト（持ち帰り）かこがわ』登録店舗のうち、以下の全ての要件に該当する飲食店

- ① 加古川市内に飲食店舗があること
- ② 食品衛生法に基づく「一般の飲食店営業許可」を取得していること
（露店・自動車の許可証は不可。）

※営業許可に関する問い合わせは、加古川健康福祉事務所まで。

(TEL 079-422-0004)

③ 飲食店の代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ④ 下記項目を遵守できること（保健所からの指導事項を含む）
 - ア 出店者による直接販売ができること（委託販売は不可。）
 - イ 弁当として完成されたものを販売すること
（惣菜のみの販売は不可。また、現場での調理調整も不可。）
 - ウ 加熱調理する食材は、中心部まで十分加熱（中心温度が 85～90℃、90 秒以上）すること。また、未加熱の食材の取扱いは十分注意すること
 - エ 弁当の移動や販売時は適切な温度管理を行うこと
 - オ 販売する弁当には必ず食品表示法に定められた「表示」を行うこと
（表示すべき事項は、原則として名称、原材料名、消費期限、保存方法、製造業者の氏名または名称及び住所。）
 - カ 衛生管理・保険等については各店舗の責任において対応すること
 - キ 売れ残り、ごみ等は必ず持ち帰ること
 - ク はし、スプーン、持ち帰りのビニール袋等を必ず用意すること
 - ケ マスクの着用、手指消毒等、衛生管理を徹底すること

(2) 弁当販売にあたっての注意事項（保健所からの指導事項）

- ① 弁当提供数は、設備や人的能力に応じた範囲内にすること
- ② 胃腸炎症状等がある者は、調理に従事しないこと
- ③ 調理従事前、トイレの使用後、盛り付けの前等には、十分な手洗いをを行うこと
- ④ 食品を容器に詰める際は、十分に冷ましてから行うこと
- ⑤ 食品に直接手を触れないよう、できるだけ使い捨て手袋を使用すること
- ⑥ 原材料の納品伝票、弁当のメニュー、製造数、販売数等を記録すること
- ⑦ 検食を取るよう努めること（冷凍で2週間）
- ⑧ 販売時間が 11:30～13:30 であり、購入者が弁当を口にするのは、それ以降になることを考慮したうえで、調理を行うこと
- ⑨ 購入者に早めに食べるよう、声がけをすること

5 募集対象事業者の応募

- (1) 応募締切 令和2年5月11日（月）必着
（メール、FAX の場合は午後5時まで）
- (2) 応募方法 郵送、メール、またはFAXにて提出してください。
（持参による提出は受け付けません）
 - 送付先 〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 701
加古川観光協会
 - Eメール takeout@kako-navi.jp
 - F A X 079-424-2180
- (3) 提出書類 ①出店申込書（様式1）
②暴力団対策に関する誓約書（様式2）
③食品衛生法に基づく営業許可証の写し

- (4) 決定の通知 提出書類を確認し、出店者・出店日・出店場所等が決まり次第、「決定通知書」を発送します。この「決定通知書」は出店日当日に必ず持参してください。

6 事業の実施について

- (1) 出店料は無料です。
- (2) 1日あたりの出店店舗数は、申込状況に応じて決定します。また、提供食数は1店舗あたり1日30食以内とします。(主催者による買い取りはありません)
- (3) 各店舗の出店日については、提出された出店申込書に基づき主催者で調整し決定します。また、出店場所も主催者にて決定します。
- なお、出店できる日数については応募者数によりますが、1店舗につき少なくとも1日は出店日を設けることとします。できるだけ多くの店舗に販売いただける機会としたいので、出店できる日数についてはご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (4) 各店舗のPRチラシ、看板等は各自で用意してください。ただしイベントではないので看板等は最小限のものにして下さい。
- (5) 募集要項に記載した項目が守られていないと判断した場合は、販売中止を指示することがあります。
- (6) 冷蔵設備を主催者でも準備しますが、弁当の大きさや販売数により対応しきれない場合があります。必ず出店者も保冷剤や氷、クーラーボックスなどを用意し、保冷出来るようにしてください。(電源はありません)
- (7) 弁当1食につき1本、特典としてペットボトルのお茶を主催者が用意します。販売の際にお渡しください。そのため、お茶等の販売はお控えください。(アルコール類の販売は不可)

7 市が提供する物品等

1店舗につき長机2本、椅子2脚、駐車場1台(市民会館敷地内)を用意します。

また、電源はありませんので(発電機の使用も不可)、電子マネーの読み取り機などを持ち込む場合は、注意してください。

8 その他

本要項に定めのない事項についても、安全対策等の観点から、急遽出店店舗に対し何らかの協力を要請する場合があります。安全な運営にご協力ください。

9 問い合わせ先・提出先

加古川観光協会(担当:西森)

開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝休日を除く)

住 所 〒675-0064 加古川市加古川町溝之口701

電 話 079-424-2170

F A X 079-424-2180

Eメール takeout@kako-navi.jp